

141
(3072)

様式第三号

法人名 社会医療法人社団至誠会
所在地 福岡市博多区千代2丁目13番19号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 5年 3月 31日現在)

1. 資 産 額 4,772,754 千円
2. 負 債 額 3,333,603 千円
3. 純 資 産 額 1,439,151 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	872,502
B 固 定 資 産	3,900,252
C 資 産 合 計 (A+B)	4,772,754
D 負 債 合 計	3,333,603
E 純 資 産 (C-D)	1,439,151

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式第一号

法人名 社会医療法人社団至誠会
所在地 福岡市博多区千代2丁目13番19号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 5年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	872,502	I 流動負債	454,903
現金及び預金	469,758	買掛金	33,828
事業未収金	390,314	短期借入金	200,000
未収入金	1,516	一年以内返済長期借入金	7,008
たな卸資産	10,111	一年以内支払長期未払金	29,956
立替金	1,055	未払金	90,100
役員短期貸付金	480	未払法人税等	435
前払費用	1,536	未払消費税等	3,753
仮払金	32	前受金	100
貸倒引当金	△ 2,300	預り金	19,918
II 固定資産	3,900,252	賞与引当金	69,805
1 有形固定資産	3,767,568		
建物	2,524,951	II 固定負債	2,878,700
構築物	26,524	長期借入金	2,506,344
医療用器械備品	74,320	長期未払金	21,534
その他の器械備品	41,332	退職給付引当金	264,411
車両及び船舶	0	役員退職慰労引当金	86,411
リース資産	82,506	負債合計	3,333,603
一括償却資産	9,131		
土地	1,008,804		
2 無形固定資産	12,612	純資産の部	
ソフトウェア	11,175	科 目	金 額
リース資産	459		
電話加入権	1,278	I 積立金	1,436,787
3 その他の資産	120,072	設立等積立金	124,000
有価証券	5,977	繰越利益積立金	1,312,787
敷金	3,000		
会館建設協力金	1,200	II 評価・換算差額等	2,364
役員長期貸付金	5,963	その他有価証券評価差額金	2,364
保険積立金	87,840		
長期前払費用	15,985		
その他の固定資産	107	純資産合計	1,439,151
資産合計	4,772,754	負債・純資産合計	4,772,754

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式第二号

法人名 社会医療法人社団至誠会
所在地 福岡市博多区千代2丁目13番19号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,209,135
2 事業費用		
(1)事業費	2,273,008	
(2)本部費	-	2,273,008
本来業務事業損失		63,873
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		-
2 事業費用		-
附帯業務事業損失		-
事業損失		63,873
II 事業外収益		
受取利息	258	258
III 事業外費用		
支払利息	11,367	11,367
経常損失		74,982
IV 特別損失		
特別退職金	10,331	10,331
税引前当期純損失		85,313
法人税・住民税及び事業税		435
当期純損失		85,748

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

[別 紙]
様式1

事業報告書

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名称	社会医療法人社団 至誠会
☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり) ☒ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人 ☐ その他 ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)	

(2) 事務所の所在地	福岡市博多区千代2丁目13番19号
-------------	-------------------

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日	昭和 55 年 12 月 9 日
-------------	------------------

(4) 設立登記年月日	昭和 55 年 12 月 19 日
-------------	-------------------

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	木村 寛	医師
常務理事	木村 良子	病院総務
理 事	川本 雅彦	病院院長・医師・木村病院管理者
同	永渕 幸寿	医師
同	杉島 昌子	病院看護部顧問
同	菅沼 みどり	病院看護部部長
同	大塚 正登	病院事務管理・経営企画部統括部長
同	玉木 英樹	経営有識者・医師
同	田中 哲	税理士
監 事	坂口 繁和	弁護士
同	三原 靖	社会保険労務士

注) 1 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病 院	社会医療法人社団 至誠会 木村病院	福岡市博多区千代2丁目13番19号	一般病床 121 床

- 注) 1 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
- 2 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
- 3 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		

- 注) 1 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 6 月 24 日	令和3年度決算の決定、役員の選任
令和 4 年 11 月 18 日	令和4度中間決算報告
令和 5 年 3 月 24 日	令和5年度の事業計画及び収支予算の決定、借入金限度額

- 注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

該当なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(7) その他

- 注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する(任意)

法人名 社会医療法人社団至誠会
所在地 福岡市博多区千代2丁目13番19号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当ありません									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当ありません							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

法人名 社会医療法人社団至誠会

所在地 福岡市博多区千代2丁目13番19号

※医療法人整理番号

純資産変動計算書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位:千円)

	積立金			評価・換算差額等				純資産合計
	設立等積立金	別途積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
令和4年3月31日 残高	124,000	1,590,000	△ 191,464	1,522,536	2,279	-	2,279	1,524,815
会計年度中の変動額								
別途積立金取崩し	-	△ 1,590,000	1,590,000	0	-	-	-	0
当期純損失	-	-	△ 85,748	△ 85,748	-	-	-	△ 85,748
その他の当会計年度の変動額	-	-	-	-	84	-	84	84
会計年度中の変動額合計	-	△ 1,590,000	1,504,252	△ 85,748	84	-	84	△ 85,664
令和5年3月31日 残高	124,000	-	1,312,787	1,436,787	2,364	-	2,364	1,439,151

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 社会医療法人社団至誠会

※医療法人整理番号

所在地 福岡市博多区千代2丁目13番19号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	3,838,892	1,463	-	3,840,355	1,315,404	130,693	2,524,951
	構築物	42,034	1,870	-	43,903	17,379	1,591	26,524
	医療用器械備品	363,976	29,201	2,362	390,815	316,495	21,020	74,320
	その他の器械備品	158,028	19,849	-	177,877	136,545	13,597	41,332
	車両及び船舶	13,477	-	-	13,477	13,477	-	0
	リース資産	396,612	-	-	396,612	314,106	33,445	82,506
	一括償却資産	13,937	12,418	2,407	23,948	14,817	7,982	9,131
	土地	1,008,804	-	-	1,008,804	-	-	1,008,804
	計	5,835,760	64,801	4,770	5,895,791	2,128,223	208,328	3,767,568
無形固定資産	ソフトウェア	96,533	11,669	-	108,201	97,026	2,293	11,175
	リース資産	1,911	-	-	1,910	1,751	382	159
	電話加入権	1,278	-	-	1,278	-	-	1,278
	計	99,721	11,669	-	111,388	98,776	2,675	12,612
その他の資産	有価証券	5,892	84	-	5,977	-	-	5,977
	敷金	3,432	-	432	3,000	-	-	3,000
	会館建設協力金	1,200	-	-	1,200	-	-	1,200
	役員長期貸付金	6,543	527	1,106	5,963	-	-	5,963
	保険積立金	80,076	7,764	-	87,840	-	-	87,840
	長期前払費用	9,922	6,188	124	15,985	-	-	15,985
	その他の固定資産	107	-	-	107	-	-	107
	計	107,172	14,479	7,534	120,072	-	-	120,072

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書き）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

様式第六号

法人名 社会医療法人社団至誠会

※医療法人整理番号

所在地 福岡市博多区千代2丁目13番19号

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,000	2,300	-	2,000	2,300
賞与引当金	69,338	69,805	69,338	-	69,805
退職給付引当金	253,446	54,722	43,757	-	264,411
役員退職慰労引当金	80,238	6,172	-	-	86,411

(注) 当期減少額(その他)は、洗替による戻入額です。

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名 社会医療法人社団至誠会

※医療法人整理番号

所在地 福岡市博多区千代2丁目13番19号

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	200,000	0.45	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	7,008	7,008	1.4	—
1年以内に支払予定の 長期未払金	45,631	29,956	1.4	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	2,513,352	2,506,344	0.41	令和34年2月
長期未払金（1年以内に 支払予定のものを除く。）	51,052	21,534	1.4	令和9年3月
合 計	2,817,043	2,764,842	—	—

長期借入金の返済予定額(1年以内に返済予定のものを除く)

1年超2年以内返済額	21,225 千円
2年超3年以内返済額	95,426 千円
3年超4年以内返済額	98,676 千円
4年超5年以内返済額	98,676 千円

※長期借入金の返済については次のとおり据置期間あり

福祉医療機構からの借入金12億は令和7年1月まで据置

福祉医療機構からの借入金1億は令和8年7月まで据置

福岡銀行からの借入金8億は令和7年2月まで据置

西日本シティ銀行からの借入金4億は令和7年2月まで据置

長期未払金の支払予定額(1年以内に支払予定のものを除く)

1年超2年以内支払額	12,390 千円
2年超3年以内支払額	6,919 千円
3年超4年以内支払額	2,131 千円
4年超5年以内支払額	94 千円

様式第八号

法人名 社会医療法人社団至誠会

※医療法人整理番号

所在地 福岡市博多区千代2丁目13番19号

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
省略		

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名 社会医療法人社団至誠会
所在地 福岡市博多区千代2丁目13番19号

※医療法人整理番号

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附 帯 業 務 事業費用	収 益 業 務 事業費用	合 計
	事 業 費	本 部 費	計			
材料費	201,185	-	201,185	-	-	201,185
給与費	1,461,939	-	1,461,939	-	-	1,461,939
委託費	115,584	-	115,584	-	-	115,584
経費	489,883	-	489,883	-	-	489,883
その他の事業費用	4,417	-	4,417	-	-	4,417
計	2,273,008	-	2,273,008	-	-	2,273,008

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中科目区分には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

様式6

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人社団至誠会

理事長 木 村 寛 殿

私たち（注1）は、社会医療法人社団至誠会の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年6月23日

社会医療法人社団至誠会

監事 坂口 繁 和

監事 三 原 靖

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当ありません。

2 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

期末日の市場価額に基づく時価法

(2) たな卸資産

最終仕入原価法による原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～39年
構築物	11年～50年
医療用器械備品	4年～10年
その他の器械備品	4年～15年
車両及び船舶	2年～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、ソフトウェア（法人内使用分）については、法人内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒当金

法人税法（昭和40年法律第34号）における貸倒引当金の繰入限度額相当額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、当医療法人は、前々年会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから簡便法による期末自己都合要支給総額を退職給付債務とする方法を採用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職給付に備えるため、役員退職慰労金規程により計算した金額に過去の支給実績を加味して計上しています。

5 消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式を採用しております。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

該当ありません。

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当ありません。

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当ありません。

9 担保に供されている資産に関する事項

担保に供している資産	土地	935,542 千円
担保に供している資産	建物	2,504,792 千円
担保の目的たる負債	短期借入金	200,000 千円
担保の目的たる負債	長期借入金	2,400,000 千円

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

該当ありません。

(2) 個人である関係事業者

該当ありません。

11 重要な偶発債務に関する事項

該当ありません。

12 重要な後発事象に関する事項

該当ありません。

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,128,223 千円

(2) リース取引関係

所有権移転外ファイナンス・リース取引（借主側）

① リース資産の内容

・有形固定資産

主として空調設備（建物）、全身用X線CT装置（医療用器械備品）です。

・無形固定資産

主としてオラクルソフト（ソフトウェア）です。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

(3) 補助金等に重要性がある場合の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額

補助金等の内訳	交付者	影響額 (千円)	損益計算書 上の記載区分
令和4年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金	福岡県	49,500	事業収益 (本来業務)
令和4年度福岡県新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関体制整備事業費補助金	福岡県	30,108	事業収益 (本来業務)
令和4年度福岡県新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業費補助金	福岡県	7,242	事業収益 (本来業務)
令和4年度福岡県新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金	福岡県	4,472	事業収益 (本来業務)
令和4年度福岡県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業費補助金	福岡県	1,808	事業収益 (本来業務)
令和4年度福岡県感染症検査機関等設備整備事業費補助金	福岡県	1,578	事業収益 (本来業務)
令和4年度福岡市保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業補助金	福岡市	297	事業収益 (本来業務)
合計		95,005	

(4) 継続企業の前提に関する重要事象等

当会では4期続けて経常損失を計上しており、現時点においては継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識しております。

当会では当該状況を解消すべく、病床機能の転換や人員整理を含む事業の再構築を進めております。これらの対応策を今後も継続して実施することにより、事業面及び財務面における安定性は確保されるものと考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

独立監査人の監査報告書

令和5年6月23日

社会医療法人社団 至誠会
理事会 御中

杉山公認会計士事務所
埼玉県さいたま市

公認会計士 杉山 幹夫

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人社団 至誠会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成するこ

とにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

5 添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人社団 至誠会 理事長 木村 寛

住 所： 福岡市博多区千代2丁目13番19号

以下のとおり相違ありません。

施 設 名	社会医療法人社団 至誠会 木村病院
施設の所在地	福岡市博多区千代2丁目13番19号
管轄保健所名	福岡市博多保健所

1 診療科目

科 目	外 科	消化器外科	消化器内科	肝臓・胆のう 膵臓外科	大腸・肛門外科	整形外科
	リハビリテーション科	脳神経外科	緩和ケア内科	救急科	麻酔科	循環器内科
	内 科	ペインクリニック外科				

2 許可病床数

一 般		療 養		結 核		精 神		感 染 症		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
66	121									66	121

3 構造設備

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

業務の区分	施 設	設 備 等
☒ 救急医療 ☐ 精神科救急医療 ☐ 災害医療 ☐ へき地医療 ☐ 病院 ☐ へき地診療所 ☐ 周産期医療 ☐ 小児救急医療	☐ 集中治療室 ☐ 母体胎児集中治療管理室 ☐ 新生児集中治療管理室 ☒ 診察室 ☒ 手術室 ☒ 処置室 ☒ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☒ 調剤所 ☐ 保護室 ☒ 面会室 ☐ 専用病床（ 床） ☒ 優先的に使用される病床 ☒ 備蓄倉庫 ☐ ヘリポート（ ☐ 敷地内 ☐ 近接地） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	☐ 分娩監視装置 ☐ 新生児用呼吸循環監視装置 ☒ 超音波診断装置 ☐ 新生児用人工換気装置 ☐ 微量輸液装置 ☐ 保育器 ☒ 簡易ベッド ☒ 携帯用医療機器 ☒ 食料 ☒ 飲料水 ☒ 医薬品 ☒ 自家発電装置 ☒ トリアージタッグ ☒ 救急用自動車 ☒ 広域災害・救急医療情報システム

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員	9	2						35		1							47
実人員	12		3	6		6		112		3	20	9	1	33		22	227
内特殊関係者	3							1						2			6

5 勤務体制

	体制	昼間（15 時現在）		夜間（3 時現在）		休日（15 時現在）	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内	1	8	1	1	1	1
	オンコール						1
内 精神科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内		3				
	オンコール						
診療放射線技師	病院内		5				1
	オンコール				1		1
臨床検査技師	病院内		4				
	オンコール						
看護師	病院内		49		13		22
	オンコール				2		2
合 計	病院内	1	69	1	14	1	24
	オンコール				3		4
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内	1	69	1	14	1	24
	オンコール				3		4
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

(1)精神科救急医療の場合のみ

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無（有・無）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数（ 人）

(2)災害医療の場合のみ

- ・災害派遣医療チーム（DMAT）の有無（有・無）

添付書類 1-1 (救急医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人社団 至誠会 理事長 木村 寛

住 所：福岡市博多区千代2丁目13番19号

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	社会医療法人社団至誠会 木村病院
病院の所在地	福岡市博多区千代2丁目13番19号
管轄保健所名	福岡市博多保健所

[時間外等加算割合]

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	29,909件	1,174件	A 31,083件
内 時間外加算の算定件数	0件	0件	① 0件
内 休日加算の算定件数	2,280件	255件	② 2,535件
内 深夜加算の算定件数	1,868件	112件	③ 1,980件
内 時間外加算の特例の算定件数	2,505件	369件	④ 2,874件
時間外等加算割合 { (①+②+③+④) / A }			23.8%

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における初診料(診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)別表第一区分番号A000に掲げるものをいう。)の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表

(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	10,494件	446件	10,940件
内 時間外加算の算定件数	0件	0件	0件
内 休日加算の算定件数	860件	96件	956件
内 深夜加算の算定件数	804件	49件	853件
内 時間外加算の特例の算定件数	943件	143件	1086件

(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	10,455件	369件	10,824件
内 時間外加算の算定件数	0件	0件	0件
内 休日加算の算定件数	753件	82件	835件
内 深夜加算の算定件数	593件	30件	623件
内 時間外加算の特例の算定件数	783件	105件	888件

(自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月 31日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	8,960件	359件	9,319件
内 時間外加算の算定件数	0件	0件	0件
内 休日加算の算定件数	667件	77件	744件
内 深夜加算の算定件数	471件	33件	504件
内 時間外加算の特例の算定件数	779件	121件	900件

(合 計)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	29,909件	1,174件	31,083件
内 時間外加算の算定件数	0件	0件	0件
内 休日加算の算定件数	2,280件	255件	2,535件
内 深夜加算の算定件数	1,868件	112件	1,980件
内 時間外加算の特例の算定件数	2,505件	369件	2,874件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 1－2（救急医療）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人社団 至誠会 理事長 木村 寛

住 所：福岡市博多区千代2丁目13番19号

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	社会医療法人社団至誠会 木村病院
病院の所在地	福岡市博多区千代2丁目13番19号
管轄保健所名	福岡市博多保健所

〔夜間等救急自動車等搬送件数〕

消防機関の救急自動車による搬送件数	① 3,077件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	② 0件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③ 0件
ヘリコプターによる搬送件数	④ 0件
合 計	3,077件
3会計年度平均	1,026件

〔記載上の注意事項〕

- 直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）の救急搬送件数を記載すること。

添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1, 4 1 9 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件

(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	9 3 6 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件

(自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	7 2 2 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	3, 0 7 7 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

役員処遇規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は社会医療法人社団 至誠会の理事及び監事（以下役員という）の報酬その他の事項を定める。

(役員の種類と適用範囲)

第2条 役員とは社員総会で選任された理事及び監事をいう。

第2章 役員報酬

(役員報酬の決定基準)

第3条 役員の報酬は世間水準及び経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮して、次の方法により決定する。

2 理事長及び常務理事のみ支給するものとし、報酬額は理事会協議のもとに決定し、社員総会の承認を得て支給する。

3 その他役員の報酬は支給しないものとする。

使用人兼務役員については、病院職員としての報酬は就業規則第5章の給与規程により支給するが、役員としての報酬は支給しないものとする。

(役員報酬の支払と控除)

第4条 役員報酬は暦月計算とし、従業員給与の支給日に支給する。

2 税金、社会保険料、前払金、貸付金、立替金等は毎月の報酬から控除する。

第5条 従業員給与の改定に伴って、役員報酬との間に著しい不均衡が発生する場合には、役員報酬の改定を行うことがある。

2 改定の時期は原則として6月とする。

(減額の措置)

第6条 役員の報酬については、必要に応じて業績その他の理由により据置き、あるいは減額の措置をとることがある。

(役員報酬額)

第7条 理事長及び常務理事の各人の報酬額は年収3,600万円の限度内において支給する。

第3章 役員賞与

(役員賞与の決定基準)

第8条 理事長及び常務理事の賞与は支給しないものとする。

(その他役員の賞与)

第9条 その他役員の賞与は支給しないものとする。

使用人兼務役員の賞与は、その使用人分の賞与を従業員に対する賞与の支給時期に支給し、役員賞与としては支給しない。

第4章 役員退職慰労金

(退職慰労金の決定基準)

第10条 役員の退職慰労金は役員が退任する場合に、その在任期間中の功勞に報いるために、理事長（理事長経験者を含む。以下同じ。）及び常務理事については理事会協議のもと役員退職慰労金規程により算定のうえ社員総会の承認を得て支給する。

2 その他役員の退職慰労金は支給しないものとし、使用人兼務役員の退職慰労金は、その使用人分の退職金を退職時に、職員の退職金規程により支給し、役員分としては支給しない。

3 前項の計算により10万円未満の端数が生じた場合は10万円に切り上げる。

(支給停止及び減額)

第11条 理事長の退任理由が当法人に損害を与え、または不当なる行為によるときは、理事会の協議により、退職慰労金の全部または一部を支給しないことがある。

(役員退職保険契約)

第12条 本章退職慰労金制度について、当法人を受取人とする役員保険契約を保険会社と締結することがある。

この規程は平成24年6月1日より実施する。

保有する資産の明細表

(書類付表3)

1 総括表

区 分	業務の用に 共する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
流動資産	402,743,668				469,757,899
現金及び預金					469,757,899
事業未収金	390,313,855				
たな卸資産	10,110,714				
立替金	1,055,571				
未収入金	1,515,670				
前払費用	1,535,708				
短期貸付金	480,000				
仮払金	32,150				
貸倒引当金	△ 2,300,000				
固定資産	3,790,450,588				109,802,014
有形固定資産	3,767,568,251				
建物	2,524,950,921				
構築物	26,524,041				
医療用器械備品	74,319,860				
その他の器械備品	132,969,656				
車両及び船舶	7				
土地	1,008,803,766				
無形固定資産	12,612,907				
ソフトウェア	11,175,282				
その他の無形固定資産	1,437,625				
その他の資産	10,269,430				109,802,014
長期前払費用					15,985,000
有価証券					5,976,558
敷金	3,000,000				
長期貸付金	5,963,000				
保険積立金					87,840,456
その他の固定資産	1,306,430				
資産合計	① 4,193,194,256	②	③	④	579,559,913

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

2 業務の用に供する財産の明細

区分	施設名(事業名)	合計	木村病院		
流動資産		402,743,668	402,743,668		
事業未収金		390,313,855	390,313,855		
たな卸資産		10,110,714	10,110,714		
立替金		1,055,571	1,055,571		
未収入金		1,515,670	1,515,670		
前払費用		1,535,708	1,535,708		
短期貸付金		480,000	480,000		
仮払金		32,150	32,150		
貸倒引当金		△ 2,300,000	△ 2,300,000		
固定資産		3,790,450,588	3,790,450,588		
有形固定資産		3,767,568,251	3,767,568,251		
建物		2,524,950,921	2,524,950,921		
構築物		26,524,041	26,524,041		
医療用器械備品		74,319,860	74,319,860		
その他の器械備品		132,969,656	132,969,656		
車両及び船舶		7	7		
土地		1,008,803,766	1,008,803,766		
無形固定資産		12,612,907	12,612,907		
ソフトウェア		11,175,282	11,175,282		
その他の無形固定資産		1,437,625	1,437,625		
その他の資産		10,269,430	10,269,430		
敷金		3,000,000	3,000,000		
長期貸付金		5,963,000	5,963,000		
その他の固定資産		1,306,430	1,306,430		
資産合計		⑤・ 4,193,194,256	・ 4,193,194,256		

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設ごとに記載(同一施設内において複数の事業を行っている場合にあっては、主たる事業について施設名、その他については事業名を記載)すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

6 土地の明細

住 所	総面積	内 借地面積	内 自地の面積	用途の区分
福岡市博多区千代2-430-1他	3,241.45㎡	995.21㎡	2,246.24㎡	病院敷地
博多区千代2丁目553～556	264.69㎡		264.69㎡	有料駐車場 職員用駐輪場
博多区千代2丁目423	155.76㎡		155.76㎡	職員用保育所・倉庫

7 建物の明細

区 分	構造の概要	総面積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
既存棟 (2, 3期棟)	2期棟 鉄骨鉄筋コンクリート 5階建 (耐震・一部耐震なし) 3期棟 鉄骨鉄筋コンクリート 8階建 (耐震・一部耐震なし)	4,925.97 ㎡	自家	職員更衣室・休憩室	168.41㎡
				図書室	28.05㎡
				清掃員控室	15.64㎡
				ボイラー室	39.5㎡
				臨床検査室・負荷心電図室等	144.08㎡
				放射線科	243.44㎡
				エコー室・心電図室	24.76㎡
				医局、事務室、薬剤室他	695.17㎡
				3階病室他	444.84㎡
				4階病室他	430.42㎡
				5階リハビリ室他	567.96㎡
				会議室・カンファレンス室他	174.31㎡
				マニホールド	11.7㎡
				共用廊下・EV・階段・機械室等	1,937.69 ㎡
				合 計	4,925.97 ㎡
増築棟 (新棟)	鉄骨鉄筋コンクリート 6階建 (耐震・一部耐震なし)	4,160.05 ㎡	自家	外来診察室・処置室	89.85 ㎡
				救急処置・点滴室	203.02 ㎡
				待合ホール・事務室他	422.73 ㎡
				2階病室他	483.92 ㎡
				3階病室他	471.65 ㎡
				4階病室他	469.37 ㎡
				厨房	217.65 ㎡
				手術室・中材	428.71 ㎡
				サーバー室・ME室	33.46 ㎡
				共用廊下・EV・階段・機械室等	1,339.69 ㎡
				合 計	4,160.05 ㎡
職員用保育所・ 倉庫	木造合金メッキ 鋼板葺2階建	177.46 ㎡	自家	職員用保育所	92.04 ㎡
				倉庫	85.42 ㎡
				合 計	177.46 ㎡

8 医療用器械備品の明細

品 名	規 格	数 量	単 価	自用・借用	用途の区分
汎用超音波映像診断装置一式	-	1	1,019,742	自用	オペ室
麻酔器・呼吸器一式	-	1	2,305,803	自用	オペ室
システム乾燥機	-	1	1,609,815	自用	中央材料室
減圧沸騰式洗浄器	-	1	2,153,533	自用	中央材料室
高圧蒸気滅菌・軟水器移設費	-	1	1,044,138	自用	中央材料室
高圧蒸気滅菌移設費	-	1	1,105,045	自用	中央材料室
二層式システムシンク	-	1	821,335	自用	中央材料室
シーリングペンダント	-	1	4,554,528	自用	オペ室
手術用照明器(主・副)一式	-	1	2,875,840	自用	オペ室1
手術用照明器(主・副)一式	-	1	2,875,840	自用	オペ室2
手術台	-	1	6,547,552	自用	オペ室
手術用手洗い一式	-	1	2,220,416	自用	手術準備ホール
パスボックス一式	-	1	1,520,852	自用	中央材料室
ベットパンウオッシャー	-	3	1,886,016	自用	2, 3, 4階病棟
ウイルス検査装置	-	1	677,443	自用	オペ室
腹腔鏡画像システム	-	1	3,019,462	自用	オペ室
セントラルモニター	-	1	3,670,115	自用	病棟
セントラルモニター	-	1	1,095,413	自用	病棟
高速気腹装置	-	1	726,497	自用	オペ室
その他別紙添付					